

議 事 日 程

開議日時 令和6年4月26日(金)午前10時

第1 議第63号及び報第1号 京都市市税条例の一部を改正する条例の制定について ほか1件（総務消防委員長報告）

〔午前10時1分開議〕

議長（西村義直） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、席上に配付いたしておきました。

本日の会議録署名者を指名いたします。さくらい泰広議員と森田ゆみ子議員とにお願いいたします。

議長（西村義直） この場合、議長から御報告申し上げます。

監査委員から、令和6年2月分の例月出納検査の結果報告が参っております。原文は市会事務局に保管してありますから、随時御覧願います。

以上、御報告申し上げます。御了承願います。

議長（西村義直） 日程に入ります。

日程第1、**議第63号京都市市税条例の一部を改正する条例の制定について、ほか1件、以上2件を一括議題**といたします。

総務消防委員長の報告を求めます。総務消防委員長、おんづか功議員。

〔おんづか総務消防委員長登壇（拍手）〕

総務消防委員長（おんづか功） 本委員会に付託されました議第63号京都市市税条例の一部を改正する条例の制定について、ほか1件につきまして、審査の過程において論議されました主な事項とその結果を御報告申し上げます。

本委員会といたしましては、4月22日の本会議において付託を受け、23日に行財政局に対し質疑を行った次第であります。議第63号及び報第1号市税条例の一部改正、以上2件については、理事者から、議第63号については、令和6年度の税制改正に伴い、個人住民税の所得割額から1万円の控除を行う定額減税の実施及びいわゆるわがまち特例などの規定を整備するとともに、現下の物価上昇に伴う鉱泉浴場の利用料金の状況を踏まえ、入湯税の免税点を見直すものである。また、報第1号については、令和6年3月28日に成立した地方税法等の一部改正に伴い、土地に係る固定資産税及び都市計画税について、地価の急激な変動による税負担を抑えるための負担調整措置を令和6年度から8年度まで継続する措置等が講じられ、令和6年度の市税から直ちに適用されることとなったことに伴い、市税条例について緊急に改正する必要があったため、市長専決処分を行ったものであるとの説明がありました。

これらに対し、住民税の定額減税に係る具体的な手順及びタイムスケジュール、年金受給者への定額減税も早期に実施する必要性、定額減税の趣旨や実施方法をしっかりと周知する必要性、わがまち特例の対象となる本市の施設及び特例措置の具体的な内容、入湯税の課税対象施設及び本市で入湯税が掛からない基準を1,000円に設定した理由、地価の上昇傾向の中で土地に係る固定資産税の負担調整措置を継続しなかった場合の市民の税負担への影響などについて、質疑や御意見がありました。

概略、以上のような審査の後、更に各会派において御検討いただき、その結果を昨日の委員会で御発表いただきましたところ次のとおりでありました。すなわち、自民党、維新・京都・国民、共産党、公明党の各議員団は議第63号については原案に賛成し、報第1号については承認するとのことでありました。

そこで直ちに表決を採りましたところ、ただ今お手元に配付してあります委員会報告書のとおり、議第63号については全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定し、報第1号については全会一致をもって承認すべきものと決定した次第であります。

以上であります。これをもちまして、委員長報告を終わります。（拍手）

議長（西村義直） これより、表決を採ります。

まず、議第63号を表決に付します。

本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西村義直）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、報第1号を表決に付します。本件は、委員長報告のとおり、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西村義直）御異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決しました。

~~~~~

議長（西村義直） 以上をもって、今4月開会市会の議事は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

〔午前10時7分散会〕

~~~~~

議 長	西 村 義 直
署名議員	さくらい泰 広
同	森 田 ゆみ子